

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」 のお知らせ

【住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活や暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給します。

給付対象者

基準日（令和3年12月10日）に安平町の住民基本台帳に記録されている方であり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

ただし、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

給付額

給付対象世帯1世帯につき10万円（支給は1回のみ）です。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

申請期限

2月22日(火)から9月30日(金)までの期間で申請を受け付けます。

※2月18日(金)発送で、臨時特別給付金の確認書を郵送しています。該当すると思われる方で、申請書が届いていない方や該当するか確認したい方は、下記までお問い合わせください。

支給時期

確認書の返送後、健康福祉課での受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。決定後、振込日を記載した決定通知を健康福祉課よりお送りします。

申請方法

町から郵送する確認書に必要事項を記入してください。詳しい申請方法は確認書に同封していますので、ご確認ください。

※申請書に同封している返信用封筒にて郵送で提出いただくよう、ご協力をお願いします。

・DV等を理由に避難している方へ

DV等を理由に避難している方が支給を受けるにあたり、事情により、現在住んでいる安平町に住民票を移すことができない方は、下記①～③のいずれかの要件にあてはまる場合、所定の申出書を提出し、申請を行うことで、給付金を受け取ることができます。

安平町に住民票を移さず、申請を行うことができる要件

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている。
- ②婦人相談所の証明書などが発行されている。
- ③住民基本台帳の閲覧制限が「支援措置」対象となっている。

注意事項

- ・申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。
- ・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。
- ・町や総務省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・町や総務省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎⑨ 7071